

日立市地域創生有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 第3期日立市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定に当たり、幅広く専門的見地からの意見を聴取するため、日立市地域創生有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合戦略の策定に関する助言及び意見交換

(組織)

第3条 有識者会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。委員30人以内をもって組織する。

- (1) 産業関係者
- (2) 行政機関関係者
- (3) 教育機関関係者
- (4) 金融機関関係者
- (5) 労働団体関係者
- (6) 報道関係者
- (7) 士業関係者
- (8) 市民団体関係者
- (9) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から総合戦略の策定終了日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 有識者会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、会議において必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、市長公室地域創生推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月2日から適用する。